

福島原発行動隊 院内集会

# 「原子力基本法の改悪について」

経産省主導で進む原発回帰、原発から逃れられない日本

衆議院議員 山崎 誠

1

## 目 次

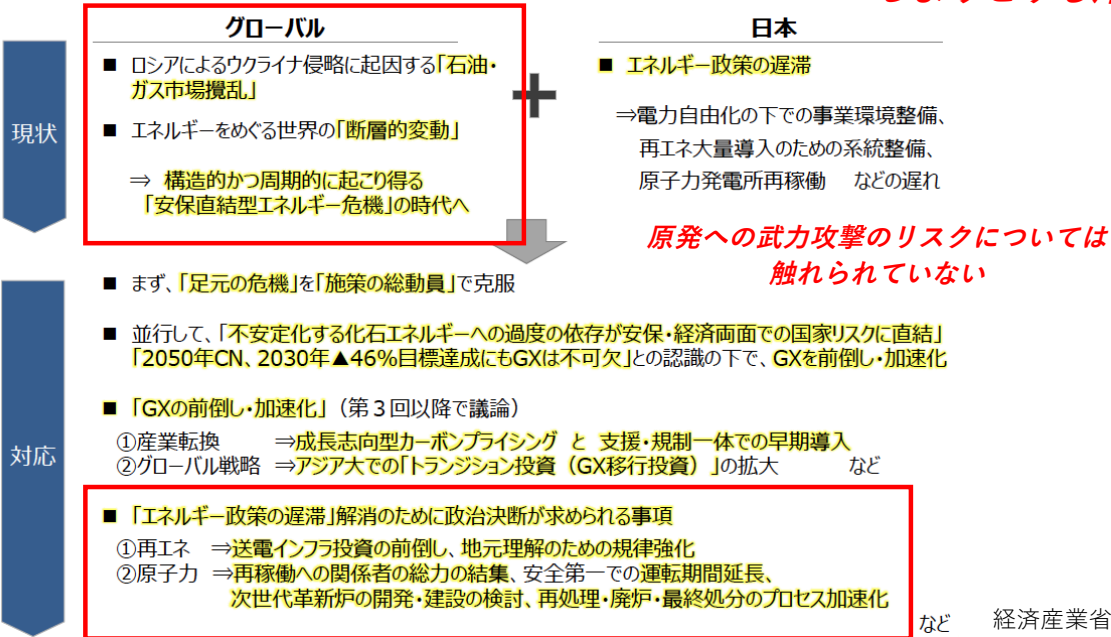
- I. 原子力回帰の岸田総理のG X
- II. 経産省主導の原子力回帰政策
- III. 原子力基本法改正の問題点

2

# 岸田総理のGX実行会議

原発の推進を政治決断  
しようとする岸田総理

## 「危機克服」と「GX推進」



など 経済産業省 資料 3

## GX実現に向けた基本方針の概要

背景	
2023.2.10 閣議決定	
✓ カーボンニュートラルを宣言する国・地域が増加（GDPベースで9割以上）、排出削減と経済成長をともに実現するGXに向けた長期的かつ大規模な投資競争が激化。GXに向けた取組の成否が、企業・国家の競争力に直結する時代に入。また、ロシアによるウクライナ侵略が発生し、我が国のエネルギー安全保障上の課題を再認識。	
✓ こうした中、我が国の強みを最大限活用し、GXを加速させることで、エネルギー安定供給と脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、日本経済の産業競争力強化・経済成長につなげていく。	
✓ 第211回国会に、GX実現に向けて必要となる関連法案を提出する（下線部分が法案で措置する部分）。	
<b>(1) エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXの取組</b>	<b>(2) 「成長志向型カーボンプライシング構想」等の実現・実行</b>
<b>① 徹底した省エネの推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>複数年の投資計画に対応できる省エネ補助金を創設など、中小企業の省エネ支援を強化。</li> <li>関係省庁が連携し、省エネ効果の高い断熱窓への改修など、住宅省エネ化への支援を強化。</li> <li>改正省エネ法に基づき、主要5業種（鉄鋼業・化学工業・セメント製造業・製紙業・自動車製造業）に対して、政府が非化石エネルギー転換の目安を示し、更なる省エネを推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>昨年5月、岸田総理が今後10年間に150兆円超の官民GX投資を実現する旨を表明。その実現に向け、国が総合的な戦略を定め、以下の柱を速やかに実現・実行。</li> <li><b>① GX経済移行債を活用した先行投資支援</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>長期にわたり支援策を講じ、民間事業者の予見可能性を高めていくため、GX経済移行債を創設し（国際標準に準拠した新たな形での発行を目指す）、今後10年間に20兆円規模の先行投資支援を実施。民間のみでは投資判断が異に困難な案件で、産業競争力強化・経済成長と排出削減の両立に貢献する分野への投資等を対象とし、規制・制度措置と一体的に講じていく。</li> </ul> </li> <li><b>② 成長志向型カーボンプライシング（CP）によるGX投資インセンティブ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>成長志向型CPにより炭素排出に値付けし、GX関連製品・事業の付加価値を向上させる。</li> <li>直ちに導入するだけでなく、GXに取組む期間を設けた後で、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入（低い負担から導入し、徐々に引上げ）する方針を予め示す。⇒ 支援措置と併せ、GXに先行して取組む事業者にインセンティブが付与される仕組みを創設。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>＜具体例＞</li> <li>(i) GXリーダの段階的發展→多排出産業等の「排出量取引制度」の本格稼働【2026年度～】</li> <li>(ii) 発電事業者に、EU等と同様の「有価オークション」<sup>※</sup>を段階的に導入【2033年度～】</li> <li>(iii) 化石燃料輸入事業者等に、「炭素に対する賦課金」制度の導入【2028年度～】</li> </ul>                             ※なお、上記を一元的に執行する主体として「GX推進機構」を創設                         </li> </ul> </li> <li><b>③ 新たな金融手法の活用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>GX投資の増加に向け、「GX推進機構」が、GX技術の社会実装段階におけるリスク補完策（債務保証等）を検討・実施。</li> <li>トランジション・ファイナンスに対する国際的な理解醸成へ向けた取組の強化に加え、気候変動情報の開示も含めた、サステナブルファイナンス推進のための取組を整備を図る。</li> </ul> </li> <li><b>④ 国際戦略・公正な移行・中小企業等のGX</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「アジア・ゼロエミッション共同体」構想を実現し、アジアのGXを一層後押しする。</li> <li>リスク軽減支援等により、スキル獲得とグリーン等の成長分野への円滑な労働移動を共に推進。</li> <li>脱炭素先行地域の創出・全国展開に加え、財政的支援も活用し、地方公共団体は事務事業の脱炭素化を率先して実施。新たな国民運動を全国展開し、脱炭素製品等の需要を喚起。</li> <li>事業再構築補助金等を活用した支援、フラッシュ型支援に向けた中小企業支援機関の人材育成、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大等で、中小企業を含むサプライチェーン全体の取組を促進。</li> </ul> </li> </ul>
<b>② 再エネの主力電源化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>2030年度の再エネ比率36～38%に向け、全国大でのマスタープランに基づき、今後10年間程度で過去10年の8倍以上の規模で系統整備を加速し、2030年度を目指して北海道からの海底直流送電を整備。これらの系統投資に必要な資金の調達環境を整備。</li> <li>洋上風力の導入拡大に向け、「日本版セントラル方式」を確立するとともに、新たな公募ルールによる公募開始。</li> <li>地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化。次世代太陽電池（ヘロボサイト）や浮体式洋上風力の社会実装化。</li> </ul>	
<b>③ 原子力の活用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全性の確保を大前提に、廃炉を決定した原発の敷地内での次世代革新炉への建て替えを具体化する。その他の開発・建設は、各地域における再稼働状況や理解確保等の進展等、今後の状況を踏まえて検討していく。</li> <li>厳格な安全審査を前提に、40年+20年の運転期間制限を設けた上で、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認める。その他、核燃料サイクル推進、廃炉の着実かつ効率的な実現に向けた知見の共有や資金確保等の仕組みの整備や最終処分の実現に向けた国民理解の促進や自治体等への主体的な働きかけの技術強化を行う。</li> </ul>	
<b>④ その他の重要事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>水素・アンモニアの生産・供給網構築に向け、既存燃料との価格差に着目した支援制度を導入。水素分野で世界をリードするべく、国家戦略の策定を含む包括的な制度設計を行う。</li> <li>電力市場における供給力確保に向け、容量市場を着実に運用するとともに、予備電源制度や長期脱炭素電源オークションを導入することで、計画的な脱炭素電源投資を後押しする。</li> <li>サリン1・2等の国際事業は、エネルギー安全保障上の重要性を踏まえ、現状では權益を維持。不確実性が高まるLNG市場の動向を踏まえ、戦略的に余剰LNGを確保する仕組みを構築するとともに、メタンハドット等の技術開発を支援。</li> <li>この他、カーボンサイクル燃料（メタネーション、SAF、合成燃料等）、蓄電池、資源循環、次世代自動車、次世代航空機、ゼロエミッション船舶、脱炭素目的のデジタル投資、住宅・建築物、港湾等インフラ、食料・農林水産業、地域・くらし等の各分野において、GXに向けた研究開発・設備投資・需要創出等の取組を推進する。</li> </ul>	
<b>(3) 進捗評価と必要な見直し</b>	
・ GX投資の進捗状況、グローバルな動向や経済への影響なども踏まえて、「GX実行会議」等において進捗評価を定期的実施し、必要な見直しを効果的に行っていく。	
・ これらのうち、法制上の措置が必要なもの第211回国会に提出する法案に明記し、確実に実行していく。	

## 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案〔GX推進法〕の概要

背景・法律の概要	
<ul style="list-style-type: none"> <li>世界規模でグリーン・トランスフォーメーション（GX）実現に向けた投資競争が加速する中で、我が国でも2050年カーボンニュートラル等の国際協約と産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくためには、今後10年間で150兆円を超える官民のGX投資が必要。</li> <li>昨年12月にGX実行会議で取りまとめられた「GX実現に向けた基本方針」に基づき、(1) GX推進戦略の策定・実行、(2) GX経済移行債の発行、(3) 成長志向型カーボンプライシングの導入、(4) GX推進機構の設立、(5) 進捗評価と必要な見直しを法定。</li> </ul>	
(1) GX推進戦略の策定・実行	
<ul style="list-style-type: none"> <li>政府は、GXを総合的かつ計画的に推進するための戦略（脱炭素成長型経済構造移行推進戦略）を策定。戦略はGX経済への移行状況を検討し、適切に見直し。【第6条】</li> </ul>	
(2) GX経済移行債の発行	(3) 成長志向型カーボンプライシングの導入
<ul style="list-style-type: none"> <li>政府は、GX推進戦略の実現に向けた先行投資を支援するため、2023年度（令和5年度）から10年間で、GX経済移行債（脱炭素成長型経済構造移行債）を発行。【第7条】</li> <li>※ 今後10年間で20兆円規模。エネルギー・原材料の脱炭素化と収益性向上等に資する革新的な技術開発・設備投資等を支援。</li> <li>GX経済移行債は、化石燃料賦課金・特定事業者負担金により償還。（2050年度（令和32年度）までに償還）。【第8条】</li> <li>※ GX経済移行債や、化石燃料賦課金・特定事業者負担金の収入は、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給助成で区分して経理。必要な措置を講ずるため、本法附則で特別会計に関する法律を改正。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>炭素排出に値付けをすることで、GX関連製品・事業の付加価値を向上。 ⇒ 先行投資支援と合わせ、GXに先行して取り組む事業者にインセンティブが付与される仕組みを創設。</li> <li>※ ①②は、直ちに導入するのではなく、GXに取り組み期間を設けた後で、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入。（低い負担から導入し、徐々に引上げ。）</li> </ul>
(4) GX推進機構の設立	<ul style="list-style-type: none"> <li>炭素に対する賦課金（化石燃料賦課金）の導入</li> <li>2028年度（令和10年度）から、経済産業大臣は、化石燃料の輸入事業者等に対して、輸入等する化石燃料に由来するCO2の量に応じて、化石燃料賦課金を徴収。【第11条】</li> <li>排出量取引制度</li> <li>2033年度（令和15年度）から、経済産業大臣は、発電事業者に対して、一部有償でCO2の排出枠（量）を割り当て、その量に応じた特定事業者負担金を徴収。【第15条・第16条】</li> <li>具体的な有償の排出枠の割当てや単価は、入札方式（有償オークション）により、決定。【第17条】</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>経済産業大臣の認可により、GX推進機構（脱炭素成長型経済構造移行推進機構）を設立。 (GX推進機構の業務) 【第54条】</li> <li>① 民間企業のGX投資の支援（金融支援（債務保証等））</li> <li>② 化石燃料賦課金・特定事業者負担金の徴収</li> <li>③ 排出量取引制度の運営（特定事業者排出枠の割当て・入札等）等</li> </ul>	
(5) 進捗評価と必要な見直し	
<ul style="list-style-type: none"> <li>GX投資等の実施状況・CO2の排出に係る国内外の経済動向等を踏まえ、施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを講ずる。</li> <li>化石燃料賦課金や排出量取引制度に関する詳細の制度設計について排出枠取引制度の本格的な稼働のための具体的な方策を含めて検討し、この法律の施行後2年以内に、必要な法制上の措置を行う。【附則第11条】</li> </ul>	
<small>※本法附則において改正する特別会計に関する法律については、平成28年改正において同法第88条第1項第2号に併せて手当する必要があった所要の規定の整備を行う。</small>	

5

## 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案〔GX脱炭素電源法〕の概要

※電気事業法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（再エネ特措法）、原子力基本法、核燃料物質、核燃料物質及び原子力の規制に関する法律（伊規法）、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（再処理法）

背景・法律の概要	
<ul style="list-style-type: none"> <li>ロシアのウクライナ侵略に起因する国際エネルギー市場の混乱や国内における電力需給ひびく迫等への対応に加え、グリーン・トランスフォーメーション（GX）が求められる中、脱炭素電源の利用促進を図りつつ、電気の安定供給を確保するための制度整備が必要。</li> <li>本年2月10日（金）に閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」に基づき、(1) 地域と共生した再エネの最大限の導入促進、(2) 安全確保を大前提とした原子力の活用に向け、所要の関連法を改正。</li> </ul>	
(1) 地域と共生した再エネの最大限の導入拡大支援 (電気事業法、再エネ特措法)	(2) 安全確保を大前提とした原子力の活用/廃炉の推進 (原子力基本法、伊規法、電気事業法、再処理法)
<ul style="list-style-type: none"> <li>再エネ導入に資する系統整備のための環境整備（電気事業法・再エネ特措法）</li> <li>電気の安定供給の確保の観点から特に重要な送電線の整備計画を、経済産業大臣が認定する制度を新設</li> <li>認定を受けた整備計画のうち、再エネの利用の促進に資するものについては、従来の運転開始後に加え、工事に着手した段階から系統交付金（再エネ賦課金）を交付</li> <li>電力広域的運営推進機関の業務に、認定を受けた整備計画に係る送電線の整備に向けた貸付業務を追加</li> <li>既存再エネの最大限の活用のための追加投資促進（再エネ特措法）</li> <li>太陽光発電設備に係る早期の追加投資（更新・増設）を促すため、地域共生や円滑な廃棄を前提に、追加投資部分に、既設部分と区別した新たな買取価格を適用する制度を新設</li> <li>地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化（再エネ特措法）</li> <li>関係法令等の違反事業者、FIT/FIPの国民負担による支援を一時留保する措置を導入 違反が解消された場合は、相当額の取り戻しを認めることで、事業者の早期改善を促進する一方、違反が解消されなかった場合は、FIT/FIPの国民負担による支援額の返還命令を新たに措置</li> <li>認定要件として、事業内容を周辺地域に対して事前周知することを追加（事業譲渡にも適用）</li> <li>委託事業者に対する監督義務を課し、委託先を含め関係法令遵守等を徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電の利用に係る原則の明確化（原子力基本法）</li> <li>安全を最優先とすること、原子力利用の価値を明確化（安定供給、GXへの貢献等）</li> <li>国・事業者の責務の明確化（廃炉・最終処分等のバックエンドのプロセス加速化、自主的安全性向上・防災対策等）</li> <li>高経年化した原子炉に対する規制の厳格化（伊規法）</li> <li>原子力事業者に対して、①運転開始から30年を超えて運転しようとする場合、10年以内毎に、設備の劣化に関する技術的評価を行うこと、②その結果に基づき長期施設管理計画を作成し、原子力規制委員会の認可を受けることを新たに法律で義務付け</li> <li>原子力発電の運転期間に関する規律の整備（電気事業法）</li> <li>運転期間は40年とし、i) 安定供給確保、ii) GXへの貢献、iii) 自主的安全性向上や防災対策の不断の改善 について経済産業大臣の認可を受けた場合に限り延長を認める</li> <li>延長期間は20年を基礎として、原子力事業者が「予見し難い事由（安全規制に係る制度・運用の変更、仮処分命令等）による停止期間（a）を考慮した期間」に限定する ※原子力規制委員会による安全性確認が大前提</li> <li>円滑かつ着実な廃炉の推進（再処理法）</li> <li>今後の廃炉の本格化に対応するため、使用済燃料再処理機構（NuRO<sub>(仮)</sub>）に i) 全国の廃炉の総合的調整、ii) 研究開発や設備調達等の共同実施、iii) 廃炉に必要な資金管理 等の業務を追加 (※) Nuclear Reprocessing Organization of Japan の略</li> <li>原子力事業者に対して、NuROへの廃炉拠出金の拠出を義務付ける</li> </ul>
<small>※1 災害の危険性に直接影響を及ぼしうるような土地開発に関する許認可（林地開発許可等）については、認定申請前の取得を求め等の対応も各令で措置。</small>	
<small>※2 伊規法については、平成29年改正により追加された同法第78条第25号の2の規定について同改正において併せて手当する必要があった所要の規定の整備を行う。</small>	
<small>※3 再処理法については、法律名を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」から「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」に改める。</small>	

6

2023.5.31 成立

## 経産省が主導する 原発回帰の実態

- 原子力基本法改正に向けた資源エネルギー庁と内閣府の事前の打ち合わせ内容について議事録の経済産業委員会への提出を求める
- 存在しないと逃げる。出てきたのは概要のみ。
- 経産省主導で議論が進められてきたことを隠す。

原子力基本法の改正に向けた資源エネルギー庁と内閣府との面談等について  
(注) 関係者の記憶をたどり、令和5年4月7日に資源エネルギー庁作成。

提出書類の一部

### 7月27日 <面談>

時間：17:45頃～

場所：内閣府覚道審議官室

出席者：内閣府

科学技術・イノベーション推進事務局 覚道審議官、梅北参事官

資源エネルギー庁

電力・ガス事業部 原子力政策課 遠藤課長、皆川原子力基盤室長、課長補佐2名

電力・ガス事業部 政策課 石井制度企画調整官

概要：

- 資源エネルギー庁から内閣府に対し、第1回GX実行会議における岸田総理の御指示を踏まえた、資源エネルギー庁での検討状況について情報共有。

### 9月1日 <高市大臣への御説明>

時間：11:00頃～

場所：高市大臣室

出席者：内閣府

科学技術・イノベーション推進事務局 奈須野統括官、進藤参事官、梅北参事官

資源エネルギー庁

小澤次長

電力・ガス事業部 原子力政策課 遠藤課長

概要：

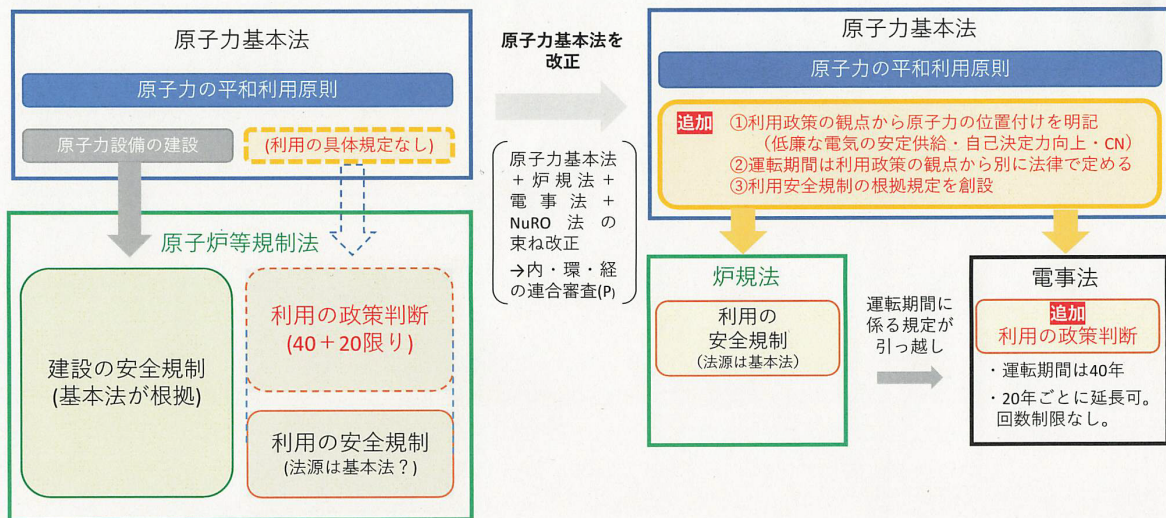
- GX実行会議の議論の状況等について御説明。
- 原子力委員会において議論がなされている「基本的考え方」の改定に向けた進め方を御説明。

7

## 経産省が主導する原発回帰の実態

原子力基本法改正に向けた資源エネルギー庁と内閣府の面談資料  
(資源エネルギー庁作成)

関係者限り



⇒改めて、炉規法(規制)と電事法(利用)の関係整理が必要。

8

## 運転期間に係る制度措置のイメージ

秘

- 原子力基本法において、**原子力の利用に係る原則を明確化**。
- その上で、安全規制（原子炉等規制法）、利用政策（電事法）における具体的な措置を規定。

<改正前>

<改正後>

### 原子力基本法

(利用については、平和利用原則のみ規定)

### 原子力基本法

原発の**利用原則を明確化(安定供給・CNのため活用)**

### 電事法

**運転期間に係る規定 (40年+20年+α)**

運転期間の定めは  
利用側へ

### 原子炉等規制法

**運転期間に係る規定**

(原則40年、最大20年延長可)

### 原子炉等規制法

**高経年評価 (30年+10年毎) を法定し、  
安全性に係る確認を厳格化**

→ **安全性確認が運転の前提であることは不変**

### 規制法省令

**高経年評価 (30年+10年毎)**

9

## 原子力基本法改正の問題点

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、並びに学術の進歩、産業の振興及び地球温暖化の防止を図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。

(基本方針)

第二条 (略)

3 | 2 (略)

新設

3 | エネルギーとしての原子力利用は、**国及び原子力事業者**（原子力発電に関する事業を行う者をいう。第二条の三及び第二条の四において同じ。）が安全神話に陥り、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を防止することができなかったことを真摯に反省した上で、原子力事故（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等に起因する事故をいう。以下同じ。）の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の**努力**をしなければならぬという**認識**に立つて、これを行うものとする。

修正案

エネルギーとしての原子力利用に当たっては、**エネルギー事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の対応をとるものとする。**

10

(国の責務)

新設

第二条の二 国は、エネルギーとしての原子力利用に当たっては、原子力発電を電源の選択肢の一つとして活用することによる電気の安定供給の確保、我が国における脱炭素社会（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。第十六条の二第二項において同じ。）の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー源（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。第十六条の二第二項において同じ。）の利用の促進及びエネルギーの供給に係る自律性の向上に資することができるよう、必要な措置を講ずる責務を有する。

新設

2) 国は、エネルギーとしての原子力利用に当たっては、原子力施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号。次条第四号及び第二条の四第一項において「原子炉等規制法」という。）第二条第七項に規定する原子力施設をいう。以下同じ。）の安全性の向上に不断に取り組むこと等によりその安全性を確保することを前提として、原子力事故による災害の防止に関し万全の措置を講じつつ、原子力施設が立地する地域の住民をはじめとする国民の原子力発電に対する信頼を確保し、その理解を得るために必要な取組及び地域振興その他の原子力施設が立地する地域の課題の解決に向けた取組を推進する責務を有する。

原子力発電だけを優遇する異常さ、再生可能エネルギーの導入にあたってこのような国の責務は規定されていない。著しくバランスを欠く

新設

(原子力利用に関する基本的施策)

第二条の三 国は、原子力発電を適切に活用することができるよう、原子力施設の安全性を確保することを前提としつつ、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 原子力発電に係る高度な技術の維持及び開発を促進し、これらを行う人材の育成及び確保を図り、並びに当該技術の維持及び開発のために必要な産業基盤を維持し、及び強化するための施策

二 原子力に関する研究及び開発に取り組む事業者、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構その他の関係者の相互の連携並びに当該研究及び開発に関する国際的な連携を強化するための施策その他の当該研究及び開発の推進並びにこれらの成果の円滑な実用化を図るための施策

三 電気事業に係る制度の抜本的な改革が実施された状況においても、原子力事業者が原子力施設の安全性を確保するために必要な投資を行うことその他の安定的にその事業を行うことができる事業環境を整備するための施策

四 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成十七年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再処理等、同条第一項に規定する使用済燃料に係るその貯蔵能力の増加その他の対策及び原子炉等規制法第四十三条の三の三十三第一項に規定する廃止措置の円滑かつ着実な実施を図るための関係地方公共団体との調整その他の必要な施策

五 最終処分（特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第一百七号）第二条第二項に規定する最終処分

再生可能エネルギーの導入が進み原子力発電の運転の必要がなくなってもなお、原子力発電事業を行うことができる事業環境を整備すること。  
↓経済的に合理性を失った原発に対して財政支援を行う余地を与える

新設

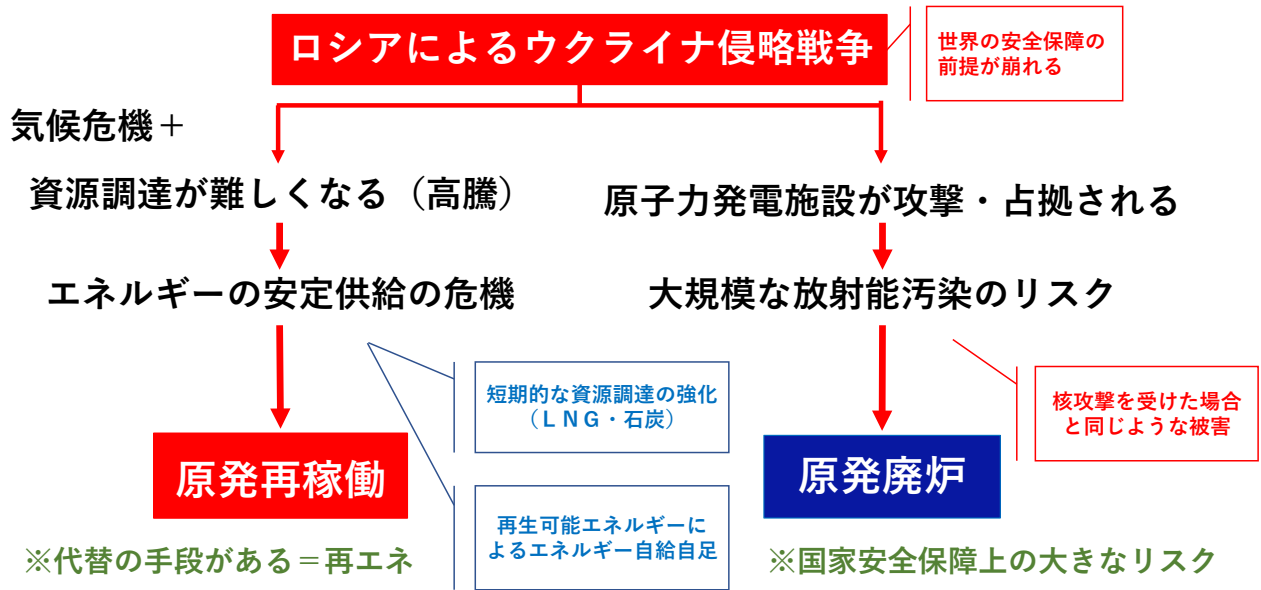
第十六条の二 原子力発電の用に供する原子炉を運転する者は、別に法律で定めるところにより政府の行う運転期間に係る規制に従わなければならない。

2 前項の運転期間に係る規制は、我が国において、脱炭素社会の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー源の利用の促進を図りつつ、電気の安定供給を確保するため、エネルギーとしての原子力の安定的な利用を図る観点から措置するものとする。

運転期間の規制を、「利用」の観点からのみ規定する。  
安全の視点の欠如。経産省の方針に合わせた規定。

# 原発に関わる2つの方向性

- 原発の過酷事故のリスク（耐震性能は一般住宅以下）
- 放射性廃棄物の処分問題（トイレのないマンション）
- 原発のコスト高（建設費は1兆円以上）こうした問題に加えて・・・



## 武力攻撃のリスク

- 避けることができない  
原発事故のリスク
1. 地震による過酷事故
  2. テロ攻撃
  3. 軍による攻撃  
(ミサイル攻撃・軍による占拠)

### 戦争は原賠法の賠償対象外

(第3条第一項但し書き)  
「異常に巨大な天災地変または社会的動乱」

国は「被災者の救助および被害の拡大防止のため必要な措置を講ずる」(第17条)

国民保護法で対処する

### 運転停止と避難指示

### 避難計画の問題（国が責任を持つ?）

※どのように住民の皆さんが守られるのかは不明

ただ、現時点で、あらゆる想定に100%対応するということの難しさというのがあると思えますし、原子力発電所が仮に世界中からなくなったとしても、核ミサイルの存在があれば同じような事態というのはいずれあり得るわけでありまして、そういった意味では、国際社会と協調して、まず、こういった行動を取らない、国際法違反である行動を取らないということを、改めて強く抗議をし、日本政府としての立場を明確にしていくことが大事かなと思っております。

萩生田大臣の答弁より

## 国内原発にミサイル攻撃想定

### 「放射性物質拡散の懸念」

原子力規制委員会の更田豊志委員長は九日の衆院経済産業委員会、日本国内の原発がミサイル攻撃を受けた場合、「放射性物質がまき散らされることが懸念される。現在の設備で避けられるとは考えていない」との見解を示した。ウクライナを侵

**衆院委で規制委員長**

攻めたロシア軍が原発を攻撃したことを受けて質問した立憲民主党の山崎誠氏に対する答弁。国内の原発を巡り、政府はテロ対策を進めているとは説明してきたが、軍事的な攻撃に対する危険性は明言してこなかった。

た。更田氏は経産委で「国際間の紛争による武力攻撃を（安全上の）審査などで想定していない」と説明。原発が占拠されれば「コントロール全体を握られる。その後はどんな事態も避けられない」と指摘した。鬼木誠防衛副大臣はミサイル技術の向上により迎撃が難しくなっていると、「敵基地攻撃能力を含めてあらゆる選択肢を排除せず、現実的に検討していく」と答弁。山崎氏は「地震やテロ、そして今回のような戦争における攻撃のリスクを考えた時、やはり原発を閉じていかなければいけない」と主張した。

(大野暢子)



# 日本の原発の耐震性能の問題

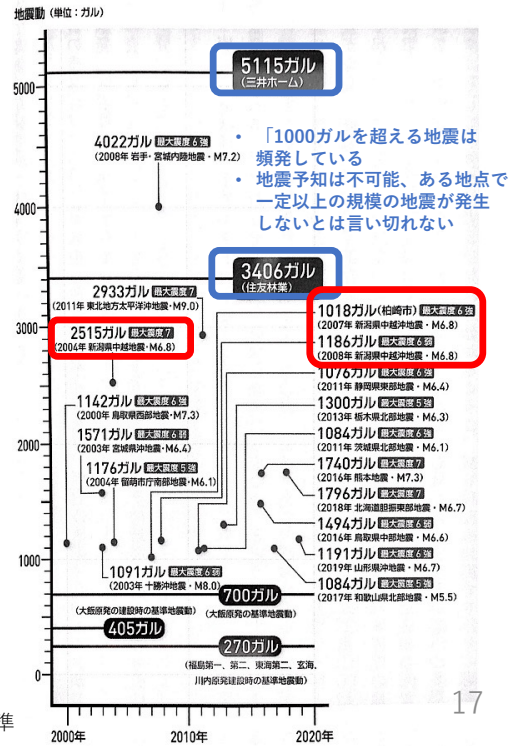
原発の耐震性能は一般住宅よりも低い

各原子力発電所における基準地震動の最大加速度の値を以下のとおり示します。

施設名	解放基盤表面における基準地震動（最大加速度）（gal）	
	新規制基準施行前における値 （Ss） ※1	新規制基準における値 （Ss） ※2
美浜 3号	750	993
高浜	1号	700
	2号	
	3号	
	4号	
大飯	3号	856
	4号	
島根	2号	(600)
	3号	
伊方	3号	650
	4号	
玄海	3号	620
	4号	
川内	1号	620
	2号	

柏崎刈羽原発 6,7号機の基準地震動 1209ガル(建設当初450ガル)

樋口英明元福井地裁裁判長「私が原発を止めた理由」より、1000ガル以上の地震と耐震基準



# 発電コスト比較（経産省のモデル）

原発の発電コストは安くない

電源	石炭火力	LNG火力	原子力	石油火力	陸上風力	洋上風力	太陽光(事業用)	太陽光(住宅)	小水力	中水力	地熱	バイオマス(混焼, 5%)	バイオマス(専焼)	ガスコジェネ	石油コジェネ
発電コスト(円/kWh) ( )は政策経費なしの値	13.6~22.4 (13.5~22.3)	10.7~14.3 (10.6~14.2)	11.7~ (10.2~)	24.9~27.5 (24.8~27.5)	9.9~17.2 (8.3~13.6)	26.1 (18.2)	8.2~11.8 (7.8~11.1)	8.7~14.9 (8.5~14.6)	25.3 (22.0)	10.9 (8.7)	17.4 (10.9)	14.1~22.6 (13.7~22.2)	29.8 (28.1)	9.5~10.8 (9.4~10.8)	21.5~25.6 (21.5~25.6)
設備利用率	70%	70%	70%	30%	25.4%	33.2%	17.2%	13.8%	60%	60%	83%	70%	87%	72.3%	36%
稼働年数	40年	40年	40年	40年	25年	25年	25年	25年	40年	40年	40年	40年	40年	30年	30年

注1) 表の値は、今回検証で扱った複数の試算値のうち、上限と下限を表示。将来の燃料価格、CO2対策費、太陽光・風力の導入拡大に伴う機器価格低下などをどう見込むかにより、幅を持った試算としている。例えば、太陽光の場合「2030年に、太陽光パネルの世界の価格水準が著しく低下し、かつ、太陽光パネルの国内価格が世界水準に追いつくほど急激に低下するケース」や「太陽光パネルが劣化して発電量が下がるケース」といった野心的な前提を置いた試算値を含む。

注2) グラフの値は、IEA「World Energy Outlook 2020」(WEO2020)の公表済政策シナリオの値を表示。コジェネは、CIF価格で計算したコスト。



原発の建設コスト：4800億円 → 1兆円にすると発電コストは 16.2円に

# 電力需給ひっ迫とは

## エネルギー政策の遅滞

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故後のエネルギー政策
  - ①安定供給の確保、②電気料金の最大限抑制、③需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を目指して電力自由化（2016年には小売の全面自由化。発電・小売の総括原価廃止）
2. 途上の電力システム改革
  - 需要家の選択肢拡大など一定の成果
  - 一方で、自由化の下で供給力不足に備えた事業環境整備、原子力発電所の再稼働の遅れなどが相まって電力需給ひっ迫
  - 再エネ大量導入（既に国土面積あたりの太陽光導入量はG7トップ）に必要な、系統整備や調整力の確保も道半ば（この課題解消は、今後の更なる導入拡大に必須）

<10年に1度の酷暑を想定した需要に対する予備率>  
(6月時点)

	12月	1月	2月	3月
北海道	12.6%	6.0%	6.1%	12.3%
東北				
東京		1.5%	1.6%	
中部				
北陸				
関西				
中国	5.5%	1.9%	3.4%	10.1%
四国				
九州				
沖縄	45.4%	39.1%	40.8%	65.3%

### 【火力や原子力の復旧】

- ・新地2号機（福島・火力）の復旧前倒し（来年3月末→来年1月中旬）
- ・高浜3号機（福井・原発）の復旧（7月24日）
- ・公募による休止電源の稼働

→ これらを織り込んだ場合の1月の予備率

東京エリア（1.5%） → 3~4%程度  
西日本エリア（1.9%） → 4~5%程度

※石炭ガス化複合発電プラント（IGCC）や試運転中の電源が稼働できれば、東京エリアでさらに予備率4%程度相当の改善が見込まれる。

2022年6月の電力需給逼迫の注意報発令時

27日~30日の4日間96時間中電力の予備率が4%を下回ったのは9時間のみ

電力需給ひっ迫は電力需給のピークの問題  
原発稼働は解決策にならない

優先すべきは需要のコントロール（DR）  
省エネ推進

経済産業省 資料

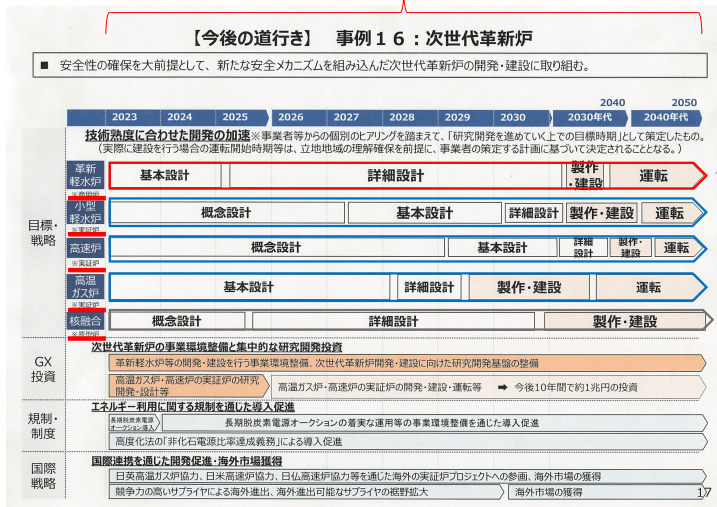
19

政府の資料のごまかし、スタートラインが異なる

- 革新軽水炉 : 商業炉
- 小型・高速・高温ガス : 実証炉
- 核融合 : 原型炉

「次世代革新炉」として作ろうとしているのは、現在の軽水炉の改良型にすぎない

2050年に間に合うのは革新軽水炉（現在の軽水炉の改良型）のみ？



☆電力供給開始

商業炉（基本設計・詳細設計・製造建設） ☆電力供給開始

商業炉（基本設計・詳細設計・製造建設） ☆電力供給開始

商業炉（基本設計・詳細設計・製造建設） ☆電力供給開始

実証炉（基本設計・詳細設計・製造建設） 商業炉（基本設計・詳細設計・製造建設） ☆電力供給開始

2070年代？

2090年代？

小型原発、高速炉、高温ガス炉、核融合が電力供給をはじめめるタイミングはさらに先

原子力発電の開発順序：実験炉→原型炉→実証炉→商業炉